

# 仏壇公正取引協議会 準備委員会第5回 発起人会が開催されました

日 時：2011年10月26日(水) 13時～17時

会 場：東京国際フォーラム G 605 会議室

出席者：発起人23名(代理人4名)

オブザーバー2名 事務局1名 以上合計 26名

## 《《 議事概要 》》

### 1. 小堀発起人会代表 挨拶

前回5月26日の第4回発起人会から5カ月が経ち、この間の経過報告とともに今後の進め方等について、協議して進めていただきたい。

### 2. 資料確認とスケジュール(専務)

### 3. 前回議事録と最終合意の確認

### 4. 5/26以降の経緯説明(代表)

表示連絡会、消費者庁からの質問・回答などを受けて、みなさんのご意見をふまえながら、消費者庁に再度提出するという段階である。

### 5. 報告事項(専務)

- (1) 6/14・表示連絡会
- (2) 7/7・消費者庁への規約申請
- (3) 消費者庁の意見と委員会の回答
- (4) 発起人代表への通知書と回答

### 6. 審議事項

- (1) 消費者庁の指導を踏まえた規約修正案

#### ①二重価格について

消費者庁の指導は、二重価格表示については「不当な価格表示についての景品表示法上の考え方(平成12年6月30日公正取引委員会)」を入れたものにしてほしい、という内容で、この指導に従う。

#### ②原産地表示について

1案が前回の発起人会で合意をみた申請案である。

2案は、消費者庁から複雑であると言われたので、多少簡潔な表現にただけで、内容は変わっていない。

3案は、消費者庁がこの案なら認可の方向で進めるという案。「装飾」という表現にしたが、内容としては変わっていない。

4案は、ガイドラインに書いたところを別表に書くという案。

5案は、4案とそれほど変わっていない。表の中に注4の内容を書き、4工程というのは例示であると変えている。

各案についての賛否の回答を、記入して集める(集計結果は末尾で紹介)。詳細は小委員会で詰めていく予定。

- ・規約と施行規則は認可だが、ガイドラインは届出なので話し合い、届け出れば法的には効力を持つ。
- ・この席では決議をせず、それぞれの案にどれくらいの方が賛成か反対かというありのままを消費者庁に提示したい。産地のことについては業界が決めなければならないが、認可するのは消費者庁。
- ・協議会が立ち上がった時点から1年間は猶予があるので、その間にそれぞれの産地や企業で、不都合があればまた議論して規約を改正したものを消費者庁に持って行く。
- ・細かいことは、それぞれの立場からいろいろ問題がある。それを議論してまとめるよりも、とりあえず通るものを通した後に、正直に売するためのルールというところで、議論をしたい。
- ・唐木、紫檀についてはあまりに細目過ぎるという意見もあり、小委員会で検討するという事になっている。

## 7. 依頼事項

### (1) 準備委員会の資金調達

#### ① 設立協賛金・前受金入金状況と促進

準備委員会 870 社のうち、まだ 220 社の入会なので、様子見もあるが、早く認可をいただき、協議会への移行を進めていきたい。

### (2) 協議会への加入推進

#### ① HP とパンフ作成状況（事務局）

## 8. 今後の計画・予定

### (1) 規約認可までの流れ

パブリックコメントと公聴会も実施される予定。それが済んで認可へ。

今回の結果や、消費者庁の対応により、今後の日程が決まるが未定。

### (2) 協議会設立に向けての準備

各種の組織や結成を進めていきたい。

### (3) 各委員会組織の結成

今後の活動への準備として、検討することも多いが、並行して進めなければならない。

公正取引協議会とは、申請されれば入れる仕組み。規約にもあるように悪いことをしたときや、悪いことをしている疑いがあれば、協議会が調査できる。調査に協力的でないとか、調査の結果不正をしていたとかいう場合には、警告をすとか、違約金を課すとか、最終的には除名すとか、そういう規定がある。誰でも入っているが、但し規約を守らなければ除名するという考え方である。

### ・マーク使用規定案など

今までのデザイン案も含め、再検討したい。

消費者のためにもスピードアップを望む。業界として品位が上がっていくように進化していき、メーカー、小売りそれぞれの立場を越えて協力し、共存していきたい。

規約が出来たときに全員が義務を背負うことになる。次回は組織作りにも進めていきたい。

◎原産地表示 1～5案の賛否集計

後日に行った当日欠席者の意見調査結果も併せて、集計した内容である。

	1案	2案	3案	4案	5案
○賛成	14	13	10	13	15
△賛成とまで言えないが反対ではない	2	2	2	5	6
―意見保留	1	2	2	1	1
×反対	10	10	13	8	5
計	27	27	27	27	27